

測量・建設コンサルタント等業務一般競争入札(特定調達契約)参加資格申請【新規申請】

添付書類一覧表(チェックリスト)

商号・名称																					
業者番号(ID)7桁の数字																					
申請区分		☐ 新規(登録履歴(ID)あり) ☐ 新規(初めて登録)																			
全ての方が必ず提出する書類																					
No	書類名	確認内容	チェック欄																		
1	添付書類一覧表(チェックリスト)	・このチェックリストで必要書類を確認	☐																		
2	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※法務局が発行したもの ※個人事業主は不要	・発行後、3か月以内のもの	☐																		
3	【大阪府内に事業所を有する方】 府税(全税目)の納税証明書 ※大阪府の府税事務所が発行したもの	・発行後、3ヵ月以内のもの ・「住所又は所在地」は大阪府内であること ・「府税及びその付帯徴収金について未納の徴収金の額はありません。」と記載のもの	☐																		
	【大阪府内に事業所を有しない方】 本店所在地管轄の都道府県税事務所が発行する都道府県税の納税証明書	・発行後、3ヵ月以内のもの ・「都道府県税に未納の額のないこと」を証明するもの ⇒税の種類は「全税目」	☐																		
4	消費税及び地方消費税の納税証明書 ※税務署が発行したもの	・発行後、3ヵ月以内のもの ・証明書の種類は「その3」「その3の2」「その3の3」でも可。「その1」は不可。	☐																		
5	貸借対照表・損益計算書	・最近1ヵ年のもの(半期決算の場合は2期分) ※営業年数が1年未満の場合は「開始貸借対照表」 ※個人事業主は「確定申告書」または「財務諸表」	☐																		
6	営業に必要な登録証明書・現況報告書 ※登録する業務ごとに必要	<table border="1"> <tr> <td>測量</td> <td>登録証明書(※1)</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>建築設計・監理</td> <td>登録証明書(※1)</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>設備設計・監理</td> <td>建築設備士登録証、 設備設計一級建築士証等</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>地質調査</td> <td>現況報告書(※2)</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>建設コンサルタント</td> <td>現況報告書(※2)</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>補償コンサルタント</td> <td>現況報告書(※2)</td> <td>☐</td> </tr> </table>	測量	登録証明書(※1)	☐	建築設計・監理	登録証明書(※1)	☐	設備設計・監理	建築設備士登録証、 設備設計一級建築士証等	☐	地質調査	現況報告書(※2)	☐	建設コンサルタント	現況報告書(※2)	☐	補償コンサルタント	現況報告書(※2)	☐	☐
		測量	登録証明書(※1)	☐																	
		建築設計・監理	登録証明書(※1)	☐																	
		設備設計・監理	建築設備士登録証、 設備設計一級建築士証等	☐																	
		地質調査	現況報告書(※2)	☐																	
		建設コンサルタント	現況報告書(※2)	☐																	
		補償コンサルタント	現況報告書(※2)	☐																	
(※1)発行後3ヶ月以内のもの (※2) ・国土交通省(地方整備局)に提出した「確認済」の押印がある最新のもの ・最新の現況報告書から変更事項がある場合は別途書類の提出が必要(添付書類一覧(詳細)参照) ・会社設立直後のため現況報告書を提出していない場合は国土交通省(地方整備局)への登録申請時の申請書類と登録済み通知書の提出が必要																					
公共職業安定所(ハローワーク)に報告義務がある方のみ提出する書類																					
7	障害者雇用状況報告書(様式第6号)	・毎年6月1日基準日で、公共職業安定所(ハローワーク)に提出した最新のもの	☐																		
電子申請の内容に「当て字」入力がある方のみ提出する書類																					
8	外字(ガイジ)届	・指定様式有 ・氏名等で電子入力が出来ない文字(JIS第1水準又は第2水準以外の文字)があり、電子申請の内容に「当て字」入力がある方のみ提出が必要。	☐																		

